

ぜひ、ご確認ください。 「税制支援のポイント」



新型コロナウイルス・緊急経済対策

新型コロナウイルスによって、国民生活や日本経済に甚大な影響を及ぼしています。私たち自民党は政府と連携し、感染拡大防止の影響で、厳しい状況下に置かれている納税者の皆様に対して、緊急に必要な税制上の措置をしっかりと講じることで、国民生活を強力に支えます。必ずやこのウイルスに打ち勝ち、皆様の笑顔を取り戻すため、引き続き、全力を尽くしてまいります。

【国税・地方税】納税の猶予制度

収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税について、「無担保かつ延滞税なし」で1年間納税を猶予する特例を設けます。なお、これによって、社会保険料も同様の扱いが可能となります。

Q1 どのような方が対象ですか。

A: 以下のいずれも満たす方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。
※ フリーランスなど、確定申告により納税される方は、収入減少などの要件を満たせば、特例の対象となります。

Q2 いつ納める税から適用されますか。

A: 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税・地方税について適用されます。これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の国税・地方税についても、遡ってこの特例を利用することができます。

※ 詳しくは、最寄りの税務署・自治体に電話等でご相談ください。

欠損金の繰戻しによる還付制度

現在、中小企業(資本金1億円以下の法人)に認められている青色欠損金の繰戻し還付について、いわゆる中堅企業(資本金1億円超10億円以下の法人)も適用できるようにします。

中小事業者等の償却資産及び事業用家屋に係る「固定資産税」「都市計画税」の軽減措置

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度分に限り、償却資産、事業用家屋の固定資産税、都市計画税を2分の1、またはゼロといたします。

自動車税・軽自動車税「環境性能割」の延長

自動車(新車・中古車)を購入する場合に、環境性能割の税率1%分が軽減される措置の適用期限を、令和2年9月30日から令和3年3月31日まで6か月延長します。

住宅ローン控除

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに居住することができなかった場合等においても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件を弾力化します。

不動産取得税(耐震改修)

新型コロナウイルス感染症の影響による耐震改修の遅延等により、特例措置の対象住宅の取得の日から6か月以内に居住することができなかった場合においても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住したものと同様の不動産取得税の特例措置が受けられるよう適用要件を弾力化します。

その他

中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、その対象に加えます。文化芸術・スポーツイベントを中止・規模を縮小した事業者に対して、観客などが入場料等の払い戻しをしなかった場合に、放棄した金額を寄付金控除の対象とします。

税制支援などの情報は、日々更新されています。詳細については、ぜひ首相官邸HPをご確認ください。



(首相官邸HP)

※「The Jimin NEWS」の掲載内容は、4月24日時点のものです。

国民の命と生活、 そして、事業と雇用を守り抜く。 新型コロナウイルス「緊急経済対策」

新型コロナウイルスとの戦いという歴史的な事態に直面している今、国民の皆様には、大変な不自由をおかけしています。私達全員の方で、この難局を乗り越えていくしかありません。政府が20日に閣議決定した、財政支出48.4兆円、事業規模117.1兆円の世界的に見ても最大級の緊急経済対策で、まずは、皆様の命と生活、そして、事業と雇用を必ず守り抜きます。引き続き、「感染拡大の防止」「医療提供体制の強化」に最優先で取り組むとともに、補正予算の速やかな成立、経済対策の実行で、日本経済を力強く支えます。

1 医療提供体制をさらに強化します！

治療薬(アビガン等)・ワクチンの開発加速、マスク・消毒液の確保に万全を期します。PCR検査の更なる拡充に加え、人工呼吸器の整備、専門医・看護師や病床の確保、クラスター対策など、「有事」における医療提供体制を抜本的に強化します。

| | |
|---------|-----------------|
| アビガンの備蓄 | 200万人分まで増加 |
| PCR検査 | 2万件/日へと倍増 |
| 病床の確保 | 5万床超を確保 |
| 人工呼吸器 | 1万5千台の確保とさらなる増産 |

2 事業継続を強力に後押し！

総額45兆円規模の金融措置により、これまでにない資金繰り支援を行い、事業の継続を強力に後押しします。また、売上げ減の中小・小規模事業者等の皆さんへの大胆な現金給付や緊急に必要な税制措置などを行います。

| | |
|-----------|--|
| 雇用調整助成金 | 大幅な支給要件の緩和、助成率を最大9割まで引き上げ。 |
| 持続化給付金 | 中小・小規模事業者等は上限200万円、個人事業主(フリーランス含む)は上限100万円 |
| 納税、納付猶予制度 | 事業者の国税や地方税、社会保険料を「無担保かつ延滞金なし」で1年間猶予 |
| その他 | 保証料の減免(信用保証協会)/民間金融機関での無利子無担保融資制度等 |

助成金や給付金などの情報は、日々更新されています。緊急経済対策の詳細や「ご相談窓口」などについては、首相官邸HPをぜひご確認ください。
※4月24日時点のものです。



(首相官邸HP)

3 「現金給付」で国民生活を強力に支援！

休業や外出自粛などによって、国民生活や日本経済に甚大な影響が生じています。日々の生活に不自由が生じながらも、感染症に立ち向かう国民の皆様的生活を守り抜くため、必要な資金を迅速に支給します。一日も早い感染終息に向けて、国民一人丸となって戦い抜いてまいりましょう。

全国民への現金給付 国民一人あたり「一律10万円」(所得制限なし)を支給いたします。

子育て世代 児童一人あたり1万円を上乗せ

個人向け緊急小口資金

休業などによって収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のために資金が必要な世帯に対して、緊急の貸付を無利子で実施します。

緊急小口資金

【貸付上限】20万円以内
【償還期限】2年以内
【貸付利子】無利子

詳しくは、「お住まいの市町村社会福祉協議会」までお問合せ下さい。



4 観光・旅行・宿泊・飲食・イベント・エンタメなどを全力支援！

感染拡大が収束した段階で、国民全員が消費喚起に参加し経済の回復ができるよう、特に打撃を受けている、観光・旅行・宿泊・飲食・イベント・エンタメなどについて、17兆円規模のクーポン・ポイント・割引制度などを展開します。

5 未来に向けた物資供給体制・教育の強化！

「ピンチを成長のバネに!」、未来に向けて経済社会基盤の強化に取り組みます。

サプライチェーンの強靱化

マスク医薬品、製造部品等の工場を国内回帰、アジア諸国への多角化支援(2400億円規模)

教育・ICT環境の整備

生徒1人にタブレット端末の実現など、遠隔教育の整備。テレワーク、遠隔医療、遠隔薬剤処方等の推進。



国民の健康と安全を守ることを何よりも最優先に!